

# 様式 1

## オンライン利用率引上げの基本計画（令和2年12月4日）

省庁名	文部科学省
対象事業名	高等学校等就学支援金

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

手続 ID (行政手続の棚卸結果)	所管部署名	手続名	手続の種類 (主体⇒受け手)	総手続件数 (令和元年度)	オンライン利用率(令和元年度)	オンライン利用率目標 ※	取組期間 (達成期限) ※
14929	初等中等教育局財務課高校修学支援室	受給資格認定の申請	国民等⇒国または地方等	100 万件程度 (推計値)	—	70%	令和5年度末
14935	初等中等教育局財務課高校修学支援室	保護者等収入状況の届出	国民等⇒国または地方等	300 万件程度 (推計値)	—	100%	令和5年度末

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする。

また、目標値設定の考え方については「4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン」に記載のとおり。

### 2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は、家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることを目的とし、高校生等の授業料に充てるため、年収 910 万円未満の世帯の生徒等を

対象に支給されるものである（設置者が代理受領）。（別紙1参照）

就学支援金は、公立高校等については都道府県から、国立高校等については国からそれぞれ支給されるが、支給事務については、各都道府県の実情に応じて、都道府県から学校に一部委託されている。

また、支給を受けようとする生徒等は、入学時に申請を行い、以降毎年7月に保護者等の収入状況を届け出ることになっている。

このような支給手続に際して、生徒・保護者等の申請・届出に係る負担や、学校・都道府県の事務負担を軽減することを目的として、文部科学省において高等学校等就学支援金事務処理システム（以下、「e-Shien」という。）を構築し、令和元年度より運用を開始している。e-Shienでは、就学支援金に係る受給資格の認定、支給額の算定等の事務処理を行っており、受給資格の認定及び支給額の算定に必要な保護者等の税額情報は、支給権者である国及び都道府県がマイナンバーを用いて市町村に情報照会を行うことにより取得している（従来は、保護者等の課税証明書等の提出を求めていたが、本システムの導入により、原則として提出が不要となった。）。（別紙2参照）

### 3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

国及び e-Shien を利用する都道府県においては、オンラインによる申請手続が可能となっている。現状においては、e-Shien を利用する86.3% (82/95) の支給権者（ほとんどの都道府県において、公立と私立で支給権者が異なっている。）でオンライン申請を導入して（令和2年11月時点）おり、23.1%（約18万/79万件）の申請がオンラインにより実施されている。

しかし、現在は、オンライン申請においても情報セキュリティの観点からマイナンバーカードの写し等の書面提出を求めているため、国、都道府県及び学校の事務負担軽減、申請者の利便性向上を図る観点から、マイナポータルの自己情報取得 API を活用し、申請者が税額情報等をオンライン上で取得・提出できるよう、令和4年度の実装に向けてシステム改修等の検討・調整を行っているところである。

一方で、自己情報取得 API の活用にはマイナンバーカードが必要であるため、マイナンバーカードが国民全体に広く行き渡るまでの間は、現行の支給権者が市町村へ情報照会を行う機能を残す必要がある。ただし、この場合においても、マイナンバーカードの写し等の提出を不要とするため、関係府省と調整の上、マイナンバーをオンライン申請画面で入力できるよう、同じタイミングでシステム改修を行う予定である。

また併せて、現状書面で行われている判定結果通知についても、令和4年度からはオンラインで確認できるよう検討・調整を行っているところである。

#### 4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

手続名	① 受給資格認定の申請 ② 保護者等収入状況の届出
各手続の概要	<b>【概要】</b> ① 就学支援金の支給を受けようとする生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）第 4 条に基づき、学校を通じ、支給権者（国立高校等の場合は文部科学大臣、私立高校等の場合は都道府県知事、公立高校等の場合は都道府県教育委員会）に対して申請を行う必要がある。 ② 就学支援金の受給資格の認定を受けている生徒等は、同法第 17 条及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号）第 11 条に基づき、毎年度、学校を通じ、支給権者に対して保護者等の収入状況の届出を行う必要がある。

	<p><b>【年間手続件数（令和元年度）、 オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間手続件数</li> <li>① 100万件程度（推計値）</li> <li>② 300万件程度（推計値）</li> </ul> <p>※ e-Shien は令和元年度より導入されているが、当該年度においては国立高校等で試行的にオンライン申請を開始しており、公立私立高校等については令和2年度からオンライン申請を開始している。そのため、令和元年度における国公立私立高校全体のオンライン利用率は算出不可。（なお、令和2年度（令和2年11月時点）の受給資格認定申請のオンライン利用率は23.1%。）</p>
<p>オンライン利用率目標・取組期間と設定の考え方</p>	<p><b>【目標】（目標にするオンライン利用率の定義も明記）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① オンライン利用率70%（受給資格認定の申請）※1</li> <li>② オンライン利用率100%（保護者等収入状況の届出）※2</li> </ul> <p>（※1）<math>\text{オンライン利用率} = \frac{\text{オンライン申請件数}}{\text{e-Shien を利用する支給権者に対して行われた申請件数}}</math></p> <p>（※2）<math>\text{オンライン利用率} = \frac{\text{オンライン届出件数}}{\text{e-Shien を利用する支給権者に対して行われた届出件数}}</math></p> <p>※②保護者等収入状況の届出については、①の受給資格認定申請においてマイナンバーが提示済みの場合、生徒・保護者等からの届出行為は省略されるため、省略された届出件数をオンライン届出件数とみなしている。</p>
	<p><b>【取組期間（達成期限）】</b></p> <p>令和5年度末まで</p>
	<p><b>【目標・期間設定の考え方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 令和2年11月の計画作成時点において、オンライン利用率は23.1%（約18万/79万件）。令和5年度末までの3年間で、オンライン利用率70%を目標とする。</li> <li>② 令和2年11月の計画作成時点において、オンライン利用率は96.9%（約139万/144万件）。令和5年度末までの3年間で100%を目標とする。ただし、アクションプラン①aのシステム改修により、今後オンライン利用率の算出方法を見直す必要がある。</li> </ul>

オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク シヨンプラ ン①	課題	オンライン申請においても、マイナンバーカードの写し等の書面提出が別途必要であること。 (マイナンバーカードの写し等を書面で提出する必要があるため、オンライン申請を利用しない申請者が一定数いることが考えられる。)
	中間 KPI	【目標】 令和4年度までにマイナンバーカード読み取りによるマイナポータルの自己情報取得 API の活用及びマイナンバーのオンライン入力機能を整備し、原則としてマイナンバーカードの写し等の書面提出を不要とすることにより、書面提出を不要とした割合を令和4年度末までに50%とする。 ※ただし、マイナンバーカードの写し等はアクションプラン①aのシステム改修後に初めて不要とすることができるため、本 KPI は令和4年度終了後から算出可能。
		【KPI の定義】 マイナンバーカードの写し等の書面提出を不要とした申請数/e-Shien を利用する支給権者に対して行われた申請数
	ア ク シ ョ ンプラン a	【取組内容】 現在は、マイナンバー利用に係る本人確認のため、マイナンバーカードの写し等の書面提出が必要となっているが、令和4年度から、マイナポータルの自己情報取得 API を活用することにより、書面提出を不要とすることを検討・調整中。
		【取組期限（期間）】 e-Shien の改修について検討・調整中（令和3年度概算要求事項）。
	ア ク シ ョ ンプラン b	【取組内容】 アクションプラン①aの e-Shien の改修内容を都道府県向け説明会において周知する。 システム改修後は、オンライン申請方法をホームページ、SNS等で周知する。
		【取組期限（期間）】 令和2・3年度の都道府県向け説明会において周知する。

		システム改修後は、オンライン申請方法をホームページ、SNS等で周知する。
オンライン 利用率を引 き上げる上 での課題と 課題解決の ためのアク ションプラ ン②	課題	<p>オンライン申請利用に際して学校の事務負担があることなどから、e-Shien を利用する一部の支給権者が、オンライン申請の導入を見送っていること。</p> <p>(オンライン申請の利用にあたっては、事務負担を考慮してオンライン申請を選択しない学校や支給権者がいると考えられるほか、公立高校等については令和2年度からオンライン申請が利用可能となったため、初年度であることを理由に導入を見送る支給権者が一定数いたものと考えられる。)</p>
	中間 KPI	<p><b>【目標・達成期限】</b></p> <p>令和4年度末までに、オンライン申請を導入済の支給権者の割合を90%、オンライン申請を利用する学校の割合を70%とする。</p>
		<p><b>【KPI の定義】</b></p> <p>オンライン申請を導入済の支給権者数 / e-Shien を利用する支給権者数</p> <p>オンライン申請を利用する学校 / e-Shien を利用する学校数</p>
	ア ク シ ョ ン プ ラ ン a	<p><b>【取組内容】</b></p> <p>都道府県向け説明会において、オンライン申請の積極的な導入を要請する。</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b></p> <p>令和2・3年度の都道府県向け説明会において周知する。</p>
	ア ク シ ョ ン プ ラ ン b	<p><b>【取組内容】</b></p> <p>年度当初に生徒へのログイン ID/PW を配布・管理することが学校等における事務負担となっていることから、ログイン時におけるマイナポータルの活用等について検討し、セキュリティと利便性の向上を図る。</p>
		<p><b>【取組期限（期間）】</b></p> <p>令和3年度中にシステム改修の可否を検討する。</p>

	ア ク シ ョ ン プ ラ ン c	【取組内容】 e-Shien のヘルプデスクに都道府県・学校から寄せられている意見や改修要望を集約・聴取し、システム改修等に反映させる。
		【取組期限（期間）】 意見・改修要望の集約については、半期に1回以上。システム改修への反映については随時。

#### 5. スコアカードの作成と公表方法

（オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表）

四半期ごとに数値を調査し、7月、10月、1月、4月に更新したスコアカードを公表する。ただし、保護者等収入状況の届出は、毎年7月頃に手続されるため、半期ごと（10月、4月）に数値を調査・公表する。

#### 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

e-Shien のヘルプデスクに寄せられている利用者の意見や改修要望を集約・聴取（半期に一回以上）し、システム改修等に反映させる。

※ 進捗状況のチェックを受ける方法については検討中

#### 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。



## 背景説明

○家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



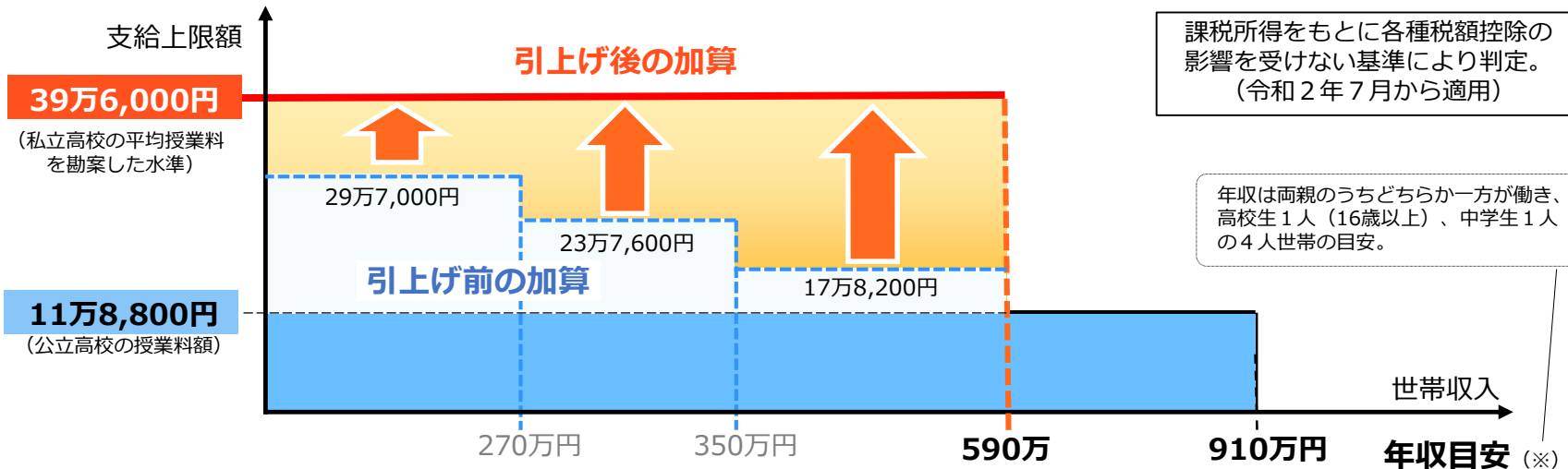
## 目的・目標

○高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

## 事業内容

- ◆ 私立高校等に通う年収590万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金の支給上限額を私立高校の平均授業料を勘案した水準（39万6,000円）まで引き上げることに伴い、私立高校授業料の実質無償化を実現。
- ◆ 高等学校等就学支援金は、高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に支給（設置者が代理受領）。  
＜対象となる学校種＞  
高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

### 令和2年4月からの実施内容



※私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円  
※国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

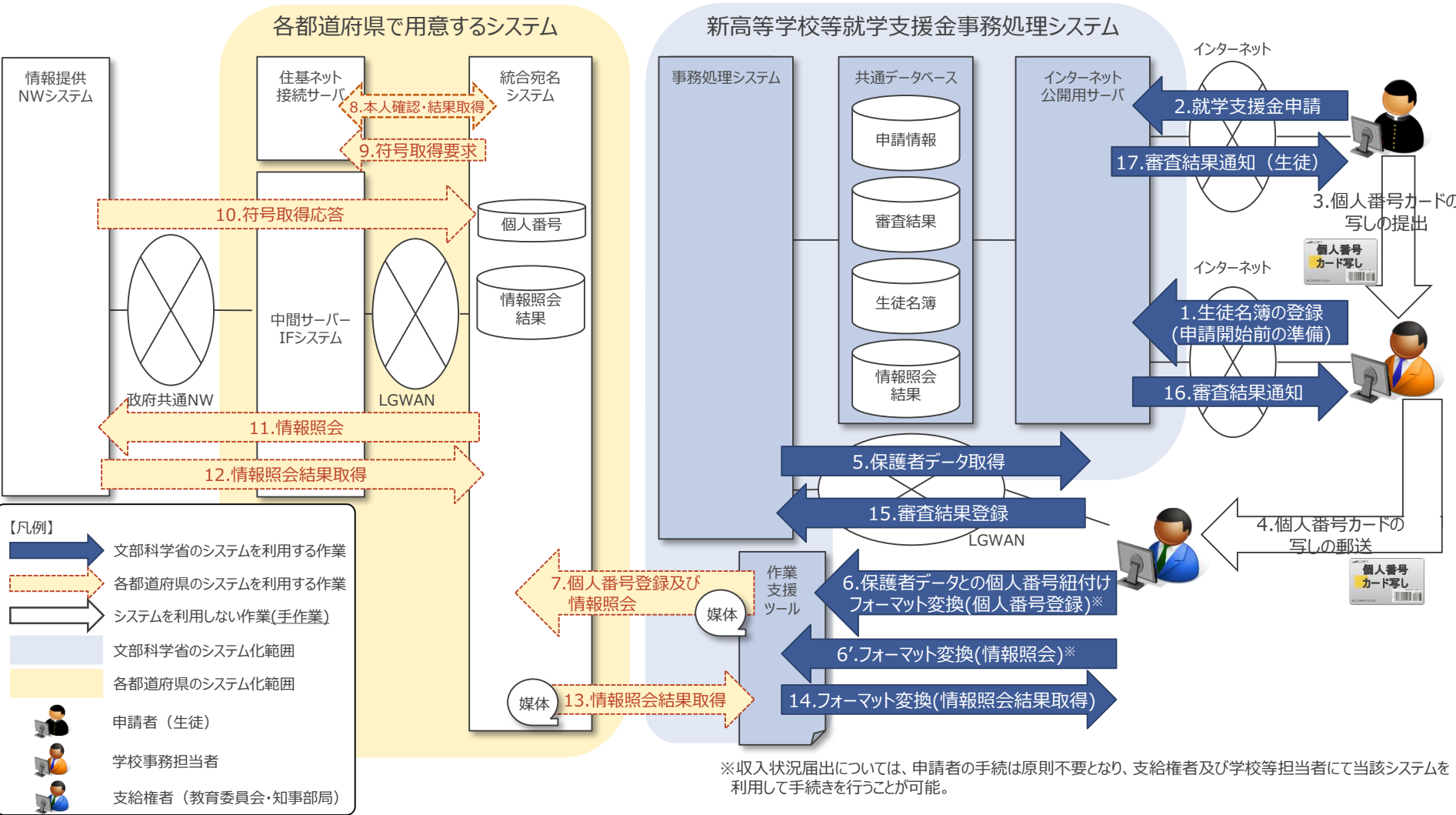
成果、事業を実施して、期待される効果

家庭の経済事情にかかわらず、希望する質の高い教育を受けられる社会の実現



# 現行システムの業務フロー（公立・私立高校の場合）

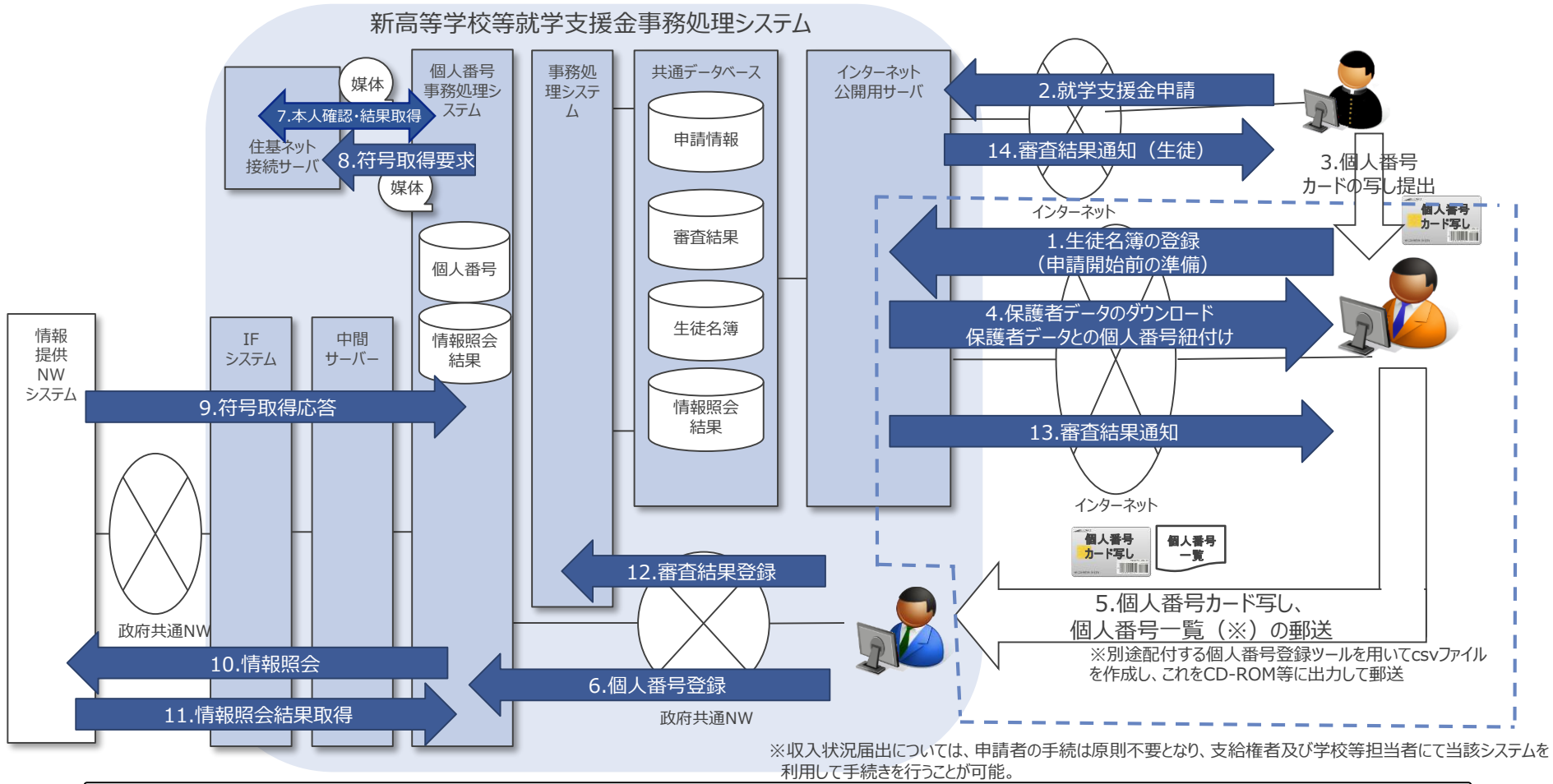
- 公立・私立学校では、生徒からの就学支援金申請や支給権者等の審査結果登録・通知等を当該システムで実施し、住基ネット接続サーバや情報提供NWシステムを介した符号取得や情報照会等は各都道府県が用意する統合宛名システム等で実施します。



# 現行システムの業務フロー（国立高校の場合）

- 国立学校では、生徒からの就学支援金申請、住基ネット接続サーバや情報提供NWシステムを介した符号取得や情報照会、支給権者が実施する審査結果登録・通知等といった一連の業務を当該システムで実施します。

## 新高等学校等就学支援金事務処理システム



【凡例】	文部科学省のシステムを利用する作業	文部科学省のシステム化範囲	学校事務担当者	申請者（生徒）
	システムを利用しない作業(手作業)	学校事務担当者の作業範囲	支給権者（文部科学省）	